

外国人介護職員を雇用できる2つの制度の概要



技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用

要件 帰国後、修得した技能等を要する業務に従事する予定、介護と同種の業務に従事した経験を有する/等

送出し機関による現地での事前選考

現地面接、マッチング

送出し機関による現地での講習
日本語能力試験など

入国

監理団体による講習(原則2か月)

介護事業所で実習(雇用)
1年目 終了時 学科試験・実技試験
3年目 終了時 実技試験
5年目 終了時 実技試験

帰国

※在留期間は最長5年

外国人技能実習制度は、日本から諸外国への技能移転を目的として、外国人を日本の産業現場に一定期間受け入れ、OJTを通じて技能や技術等を学んでもらい、母国経済の発展に役立ててもらうための制度です。

■技能実習生とは雇用関係を結ぶ

技能実習生は入国後、日本語と介護の基礎等に関する講習を受けてから、介護事業所で雇用します。制度の目的は介護技能の修得(技能実習)ですが、働きながら学ぶことから事業所と雇用関係を結びます。

■入国時はN4程度、1年後はN3程度が要件

日本語能力について、入国時は日本語能力試験N4程度が要件ですが、1年後はN3程度が要件となります。なお、1年後にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することができます。

■1～2年毎に試験があり、合格すれば最長5年の雇用

入国1年後の試験に合格すると追加で2年、3年後の試験に合格するとさらに2年、実習を受けることができます。その後は帰国し、母国で介護業務に従事します。ただし、技能実習期間中に介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更して、日本で永続的に働くことができます。また、3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要な試験が免除されます。

■監理団体による講習や調整の支援あり

受け入れにあたっては、事業協同組合や商工会等の団体が監理団体として、技能実習生を受け入れて講習を行い、実習先となる介護事業所との調整を担います。

技能実習を行う事業所の要件を満たしているか、確認してみましょう

この制度では、技能実習を行う事業所の要件を満たしているか、確認してみましょう

外国人介護職員を雇用できる2つの制度を比較してみましょう

制度の目的	技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用		在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用	
	送出し国	在留資格	在留期間	家族の帯同
日本から相手国への技能移転(国際貢献)	制限なし	日本から相手国への技能移転(国際貢献)	最長5年	家族(配偶者・子ども)の帯同は不可
1年目:「技能実習1号」 2～3年目:「技能実習2号」 4～5年目:「技能実習3号」	制限なし	「特定技能1号」	最長5年	入国時:日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件 1年後:N3程度が要件 ※1年にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することができます
技能実習1号:最長1年 技能実習2号(技能実習評価試験の合格後1号から移行):最長2年 技能実習3号(技能実習評価試験の合格後2号から移行):最長2年 合計:最長5年(優良な監理団体及び実習実施者の場合)	技能実習1号:最長1年 技能実習2号(技能実習評価試験の合格後1号から移行):最長2年 技能実習3号(技能実習評価試験の合格後2号から移行):最長2年 合計:最長5年(優良な監理団体及び実習実施者の場合)	最長5年	入国時:日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件 1年後:N3程度が要件 ※1年にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することができます	家族(配偶者・子ども)の帯同は不可
外 国 人 介 護 職 員 に 求 め ら れ る 日 本 語 能 力	入国時: 日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件 入国から1年後(2号移行時): N3程度が要件 ※1年にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することができます	入国時: 日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件 入国から1年後(2号移行時): N3程度が要件 ※1年にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することができます	最長5年	入国時:日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件 1年後:N3程度が要件 ※1年にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することができます
外 国 人 介 護 職 員 に 求 め ら れ る 介 護 等 の 知 識・経 騾 等	団体監理型の場合: 外国人において「同等業務従事経験」があること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること 企業単独型の場合: 受け入れる事業所と密接な関係のある外国の機関の事業所の職員であること	団体監理型の場合: 外国人において「同等業務従事経験」があること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること 企業単独型の場合: 受け入れる事業所と密接な関係のある外国の機関の事業所の職員であること	なし(任意) ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能	なし(任意) ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能
介護福祉士の国家試験の受験義務	なし(任意) ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能	なし(任意) ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能	登録支援機関によるサポート	訪問系サービス以外
受入調整機関等	団体監理型:各監理団体 企業単独型:各企業	団体監理型:各監理団体 企業単独型:各企業	雇用してすぐに、配置基準に含まれる (ただし、6ヶ月間受け入れ施設におけるケアの安全性を確保するための体制が必要)	雇用してすぐに、配置基準に含まれる (ただし、6ヶ月間受け入れ施設におけるケアの安全性を確保するための体制が必要)
勤務できるサービスの種類	訪問系サービス以外	訪問系サービス以外	可能	可能
配置基準に含まれるまでの期間	日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準に含まれる。その他の場合は、雇用して6ヶ月たてば、含まれる	日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準に含まれる。その他の場合は、雇用して6ヶ月たてば、含まれる	可能	可能
夜勤の可否	条件付きで可能 ※技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業務ガイドラインにおいて技能実習生以外の介護職員と技能実習生複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する等の努力義務を業務ガイドラインに規定。	条件付きで可能 ※技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業務ガイドラインにおいて技能実習生以外の介護職員と技能実習生複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する等の努力義務を業務ガイドラインに規定。	可能	可能
同一法人内の異動の可否	ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要と認められた場合に限る	ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要と認められた場合に限る	可能	可能
介護職種での転職の可否	原則、不可	原則、不可	可能	可能

外国人介護職員の事業者の声

技能実習生を雇用している介護事業者の声

技能実習生を雇用するのであれば、監理団体をよく選ぶことです。ポイントになるのは、現地面接前の選考、入国前・入国後の講習です。現地面接前の選考、入国前の講習は、現地の送出し機関が行いますが、介護事業者は送出し機関を選べることはできません。そのため、自分たちのニーズにあった選考や講習をしてくれる送出し機関と契約している監理団体に入ることが大変重要です。

当法人が加入している監理団体は、現地面接前の選考で、「看護系学校の卒業生」を条件とすることを、送出し機関と約束しています。また、入国前の日本語講習では、入国要件のN4を取得した後も講習を継続することとなっており、入国前にN3まで取得することを目標としています。さらに、監理団体が行う入国後の講習には、初任者研修が組み込まれています。

このような選考・講習を通して、技能実習生ですので、実際に見ていて、技術面の習得も早いですし、現場に配属後1か月程度でしっかりと担当業務にあたることができます。

技能実習生は、入国1年後からの試験で合格すれば3年間は就労できることで、技能実習期間中に介護福祉士を取得すれば在留資格「介護」を選択できること、3年目まで修了すれば「特定技能1号」に必要な試験が免除されることを考えると、ものすごく可能性を秘めた人材だと思います。

このような事態を受け、国は平成22年に在留資格「研修」の基準要件を見直し、この制度による技能実習生の受け入れを、新たに創設した在留資格「技能実習」で行うこととしました。これにより、企業は技能実習生に対し、来日後すぐ実習としての労働に従事してもらえる代わりに、雇用契約の締結と労働関係法令の遵守を厳しく求められるようになりました。ただし、現在でも技能実習制度の目的は「技能移転」のため、実習終了後は、母国で活躍するために原則として帰国することになっています。

技能実習生を雇用する場合は、本来の目的から逸脱した雇用とならないよう、制度の趣旨をふまえるとともに、労働関係法令を遵守して、実習を行いましょう。

特定技能	在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用
技能水準・日本語能力水準を試験等で確認	入国
介護事業所で雇用	帰国
※在留期間は最長5年	

「永住者」などの在留資格をもつ外国人を雇用する方法もあります。

日本で暮らす外国人の中には、就労制限のない在留資格をもつ人がいます。「永住者」「日本人の配偶者等」「配偶者等」「定住者」などの在留資格をもつ外国人は、日本人とほとんど同じように働くことができます。「永住者」とは、在留が無制限で就労制限もない在留資格、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は、在留に期限はあるものの就労制限のない在留資格です。

これらの人たちは、比較的長期間にわたり、就労制限なく働いてもらいます。また、長年日本に住んでいれば、日本の文化や習慣の説明、生活面での支援も必要としない人が多いでしょう。

日本人とほとんど同じように雇用できるという点で、地域の外国人住民に目を向けてみる方法もあります。

外国人介護職員の雇用に関する相談先一覧

制度	相談内容	相談先	電話番号	HP
技能実習	技能実習制度の技能実習生の雇用	OTIT(外国人技能実習機構) コールセンター	03-3453-8000	
技能実習	技能実習制度の技能実習生の雇用	JITCO(公益財団法人 国際研修協力機構) 実習支援部相談課	03-4306-1160	

※在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用については、「地方出入国在留管理局」又は「地方出入国在留管理局支局」にお問い合わせください。

外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック	
平成31年3月発行	発行 ■三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 住所 ■東京都港区虎ノ門11-12 オランダヒルズ森タワー 電話 ■03-6733-1000

本PDF資料は、「厚生労働省 老人保健健康増進等事業」において作成されたガイドブックから、技能実習および特定技能に関する内容を抜粋して作成した、日経事業協同組合・組合員向けに限る資料です。

[参照元資料]

外国人介護職員を雇用できる制度に関する詳しい情報

外国人介護職員を雇用できる4つの制度に関する詳しい情報は、下記の厚生労働省HPよりご確認ください。

技能実習	技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用

<tbl_r cells="2" ix="2" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols="